

先進医療保障特約〔総合保険用〕 特約条項

この特約の内容	先進医療の技術に係る費用に対する保障
給付金の種類	先進医療給付金
保険期間	有期
対応する別表	別表1、別表2、別表14、別表15

第1条 特約の付加および保障の開始

- ① この特約は、保険契約者の申出によって5年ごと配当付組立総合保障保険契約（以下、本条において「保険契約」といいます。）に付加します。
- ② 当会社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、次の時に開始します。

号	特約付加の時期	保障が開始する時（責任開始時）
1	保険契約の締結時	「保障の開始」に関する5年ごと配当付組立総合保障保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）の規定に定める時
2	保険契約の締結後	同時に付加される保障見直し特約〔総合保険用〕特約条項に定める中途付加日

第2条 備考

① 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

第2条 先進医療給付金の支払い

- ① 当会社は、次表に定めるところによって先進医療給付金を支払います。

種類	支払事由 (先進医療給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても 先進医療給付金を支払わない場合)
先進医療給付金	被保険者が、この特約の責任開始時 ^① 以後に発病した疾病 ^② または発生した傷害を直接の原因として、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで先進医療（別表15）による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用 ^③ と同額	被保険者 ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑤ 8. 戦争その他の変乱 ^⑥ 9. 被保険者の薬物依存 ^⑥

② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

- 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
- 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
- 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

③ 「先進医療の技術に係る費用」には、次の費用などは含まれません。

- 公的医療保険制度（別表14）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

④ 先進医療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

⑤ ⑥は次のページにあります。

② 先進医療給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 先進医療給付金の支払いは、給付金額を通算して2,000万円を限度とします。
2. 被保険者が、この特約の責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に療養を受けた場合でも、次のときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。
ア. この特約の責任開始時の属する日から2年を経過した後に療養を受けたとき
イ. この特約の付加または復活の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

第3条 特約の保険料払込期間および特約保険料の払込み

- ① この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- ② この特約の特約保険料は、この特約の保険料払込期間中、「保険料の払込み」および「保険料払込方法（経路）」に関する普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第4条 特約保険料の払込免除

- ① 当会社は、次表に定めるところによって、障害状態に該当した日後到来する契約応当日のこの特約の特約保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとにこの特約の特約保険料の払込みがあったものとして取り扱います。

払込免除事由 (特約保険料の払込みを免除する場合)	「払込免除事由」に該当しても 特約保険料の払込みを免除できない場合
被保険者が、この特約の責任開始時 ^① 以後に発病した疾病 ^② または発生した傷害によって、この特約の責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当したとき ^③	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為 2. 被保険者の犯罪行為 3. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 4. 戦争その他の変乱 ^⑤
被保険者が、この特約の責任開始時 ^① 以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表（別表1）の第2級または第3級の障害状態に該当したとき ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑥ 8. 戦争その他の変乱 ^⑤

- ② 被保険者が、この特約の責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表（別表1）の第1級の障害状態または第2級もしくは第3級の障害状態に該当した場合でも、この特約の付加または復活の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

第2条 備考

^⑤ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって療養を受けた場合でも、その事由によって療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときには、当会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

^⑥ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

^① 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

第4条 備考

^① 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、「保険契約の復活」に関する普通保険約款の規定により保障が開始する時をいいます。

^② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
(1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
(2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
(3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

③ ④ ⑤ は次のページにあります。

第5条 特約の社員配当金

普通保険約款に規定する保険契約の社員配当金とは別に、この特約の社員配当金を支払うことがあります。

第6条 特約の消滅

- ① 先進医療給付金の支払いが、2,000万円の支払限度（第2条第②項第1号）に達した時、この特約は消滅します。
- ② 当社は、被保険者の死亡により「被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約」について積立金を支払う場合、この特約の積立金^①があるときはこれを保険契約者に支払います。

第7条 特約の返戻金

この特約の返戻金は、この特約の特約保険料が払い込まれた年月数および経過した年月数により計算します。

第8条 保険料の自動振替貸付

この特約の返戻金額は、「保険料の自動振替貸付」に関する普通保険約款の規定に定める特約の返戻金の合計額に含めます。

第9条 法令等の改正に伴う特約条項の変更

公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

第10条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

(平成26年6月2日実施)
(平成30年6月2日改正)

第4条 備考

③ 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害（責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表1）の第1級の障害状態に該当したときを含みます。

④ 責任開始時前にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表（別表1）の第2級または第3級の障害状態に該当したときを含みます。

⑤ 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、この特約の特約保険料の払込みを免除します。

第6条 備考

① 当社の定める方法によって計算されるこの特約に対する責任準備金のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表 1 を使用する特約は、以下のとおりです。

対応する特約			
定期保険特約	終身保険特約	家計保障年金特約	生活サポート定期保険特約
生活サポート終身年金特約	給与・家計サポート特約	新・介護保障特約	介護サポート終身年金特約
がん保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	重度疾病継続保障特約	6大疾病保障特約
傷害特約	新・入院特約	終身入院特約	入院治療保障特約
入院時手術保障特約	外来時手術保障特約	退院後通院治療保障特約	退院給付特約
先進医療保障特約	特定損傷給付特約	特別条件特約	

※各特約名称の「総合保険用」などを省略しています。

別表 1 身体障害表

等級	障害状態
第 1 級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
第 2 級 ・ 第 3 級	1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	2. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
	3. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
	4. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
	5. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
	6. 10 手指の用を全く永久に失ったもの
	7. 10 足指を失ったもの
	8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備 考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に、上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定

める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(表) 上・下肢の完全運動麻痺

上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「^{せき}脊柱の著しい奇形」とは、^{せき}脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「^{せき}脊柱の著しい運動障害」とは、^{けいつい}頸椎における完全強直の場合、または^{つゐ}胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

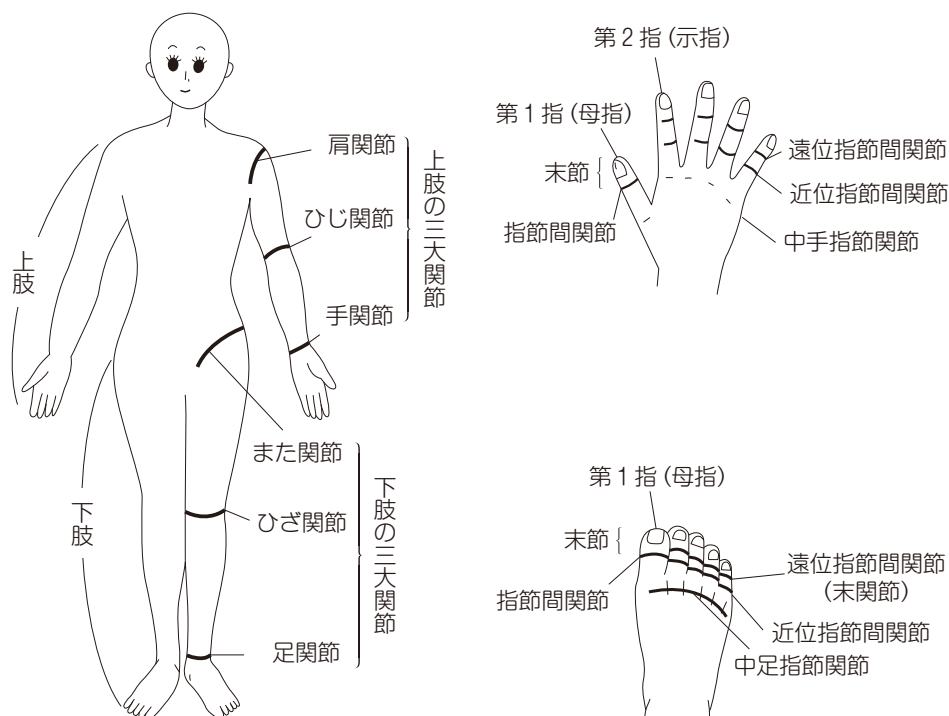
8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

補 足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

身体部位略図



別表2を使用する特約は、以下のとおりです。

対応する特約			
定期保険特約	終身保険特約	家計保障年金特約	生活サポート定期保険特約
生活サポート終身年金特約	給与・家計サポート特約	新・介護保障特約	介護サポート終身年金特約
がん保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	重度疾病継続保障特約	6大疾病保障特約
傷害特約	新・入院特約	終身入院特約	入院治療保障特約
入院時手術保障特約	外来時手術保障特約	退院後通院治療保障特約	退院給付特約
先進医療保障特約	特定損傷給付特約	保険料充当原資積立特約	

※各特約名称の「総合保険用」などを省略しています。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渇
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 ^① （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49） ^{②③}	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^④	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

① 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表14を使用する特約は、以下のとおりです。

対応する特約		
入院治療保障特約	入院時手術保障特約	外来時手術保障特約
退院後通院治療保障特約	先進医療保障特約	

※各特約名称の【総合保険用】などを省略しています。

別表14 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 1. 健康保険法 2. 国民健康保険法 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法 5. 私立学校教職員共済法 6. 船員保険法 7. 高齢者の医療の確保に関する法律
--

別表15を使用する特約は、以下のとおりです。

対応する特約	
先進医療保障特約	

※各特約名称の「総合保険用」などを省略しています。

別表15 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表14）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表14）の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。